

平成23年度 第4回練馬区高齢者保健福祉懇談会 会議要録	
1 日 時	平成23年8月12日 (金) 午後3時から5時まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出席者	(委員 19名) 市川会長、児玉会長代理、佐藤繭美委員、大河原委員、斉藤委員、佐藤綾子委員、長井委員、永原委員、西委員、岩崎委員、田中委員、中村委員、青木委員、石川委員、増田委員、小美濃委員、大垣委員、川島委員、城間委員 (区幹事 14名) 福祉部長、福祉部経営課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長、住宅課長、ほか事務局 8名
4 傍聴者	1名
5 議 題	(1) 練馬区高齢者基礎調査の報告(「見守り」および「住まい」分野) (2) 第5期練馬区高齢者保健福祉計画にかかる課題の検討① 「高齢者の見守り」 (3) 第5期練馬区高齢者保健福祉計画にかかる課題の検討② 「高齢期の住まいづくり、住まい方の支援」 1) 日本社会事業大学 児玉教授 講話 2) 課題の検討 (4) 次回予定 日時 平成23年8月26日(金) 午後6時～午後8時 会場 練馬区役所本庁舎5階 庁議室 案件 練馬区高齢者保健福祉懇談会 報告書の作成
6 資 料	1 次第 2 資料1 練馬区高齢者基礎調査報告書(平成23年3月)(抜粋) 3 資料2 第5期練馬区高齢者保健福祉計画にかかる検討課題 「高齢者の見守り」 4 資料3 高齢者見守りネットワークイメージ図 5 資料4 高齢期における住まいづくりと住まい方の支援 6 資料5 第5期練馬区高齢者保健福祉計画にかかる検討課題 「高齢期の住まいづくり、住まい方の支援」 7 参考資料1 「サービス付き高齢者向け住宅」概要(国土交通省発表資料 抜粋) 8 参考資料2 平成22年度 練馬ボランティア・市民活動センター事業 報告(抜粋) 9 参考冊子 高齢期を安心して過ごすための住まいのガイドブック 10 参考冊子 練馬区住宅施策ガイド 11 練馬区高齢者保健福祉懇談会委員名簿および座席表(両面印刷)
7 事務局	練馬区 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課 計画係 TEL 03-5984-4584

会議の概要

(会長)

ただ今より、第4回練馬区高齢者保健福祉懇談会を開催する。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(福祉部長)

【高齢者保健福祉懇談会開催日程について説明】

(会長)

案件(1)に進む。資料の説明をお願いします。

(株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 ※以下、「ジャパン総研」という。)

【資料1 練馬区高齢者基礎調査報告書(抜粋)の説明】

(委員)

資料1 4ページ等に、トイレに関する調査結果がある。今後の要望なのだが、高齢者が対象ということ踏まえ、車いすで入れるトイレかどうかについての調査も設問として加えていただきたい。

(会長)

今回調査では、その点に関して調査をしているのか。

(ジャパン総研)

今回調査では、質問していない。

(会長)

では、ただ今のご意見は、次回以降の参考としていただきたい。

続いて、案件(2)に進む。資料の説明をお願いします。

(光が丘総合福祉事務所長)

【資料2 第5期練馬区高齢者保健福祉計画にかかる検討課題「高齢者の見守り」および、資料3 高齢者見守りネットワークイメージ図の説明】

(委員)

資料2 3ページ【個別事業】④「民生委員による見守り活動」について、民生委員が平成23年4月1日現在で561人とあるが、これは十分と言える人数なのか。また、現在、民生委員1人当たりで何人くらいの方の見守りを担当されているのか。

(福祉部経営課長)

本来の定員は570人であるが、多少欠員があり、561人が現員数である。

この人数が十分と言えるかどうかについては、例えば、厚生労働省が望ましいとする対人口比の基準を練馬区に当てはめると、1,000人以上の民生委員が必要ということになってしまう。しかし、都市部の自治体では、そのような人数を確保するのは困難なのが実情である。

つぎに、民生委員1人当たりが見守りを担当する人数についてだが、災害時要援護者

名簿の登録数である約26,000人を561人で割ると、単純計算で1人当たり平均50名程度となる。しかし、現実的には、これだけの人数を一定の頻度で訪問し続けるのは困難であると思われる。

(会長)

民生委員には、発見してつなぐまでの「受け止める」という活動と、それを然るべき専門機関等へ「つなぐ」という2つの役割がある。しかし、先の説明にもあったように、これだけの規模になると、全部を民生委員が担うのは無理がある。対象者数等の仕事を勘案しながら、他の活動と協働を進めて行くことが課題である。

また近年、集合住宅等の入口がオートロックになっているために訪問できず、状況を把握できないという様な、大都市特有の問題も念頭に置きながら検討していく必要がある。

(委員)

練馬区老人クラブ連合会では、昨年度実績で約30,850人を訪問している。これは連合会に報告されている件数であり、実際には会員個人で行っており、把握されていない件数が上乗せされるはずである。

訪問活動の内容としては、各クラブで6～8人のチームを作り、ひとりぐらし、寝たきり、病気、虚弱高齢者等を対象に訪問している。何か問題が発見されれば、民生委員、かかりつけの医師、高齢者相談センター等に連絡するというものである。

ただ今の議論を聞き、今年は、訪問活動にさらに力を入れる必要性を感じた。今後、連合会内の全てのクラブに実施していただく様にお願いし、より多くの高齢者を訪問できる様に取り組みたいと思う。

(委員)

資料2 3ページ【個別事業】③「高齢者見守り訪問事業」について、利用者が473人、訪問員が227人とあるが、地域により大きな違いがあると思う。

例えば、下石神井では、見守り訪問員の登録をしてもほとんど仕事がないが、石神井町1丁目では訪問員の人数が足りていないと聞いている。そのような場合に、下石神井の訪問員が、石神井町1丁目で活動するといった運用は可能なのか。

(高齢社会対策課長)

区としても、見守りをしてほしい方と、見守りボランティアの方の需給バランスに、かなりの地域差がある現状は把握している。現在の事業運営では、高齢者相談センター支所を拠点としており、原則的に当該支所の担当地域内で活動していただいているが、今のご意見を参考にして、支所同士の連携も含め、総合的な視点で検討をしていきたいと考えている。

(会長)

これは民生委員の活動についても同様だと思う。担当地域を設定しているが、民生委員が少ない地域や、高齢化率の高い集合住宅が多い場所等もある。その様な地域への支援については、担当地域を越えた協働を検討する必要があると思っている。

(会長代理)

「見守り」という課題は、この後の検討課題である「住まい」の施策と連動しており、

非常に大切な事柄だと思う。資料3 高齢者見守りネットワークイメージ図を見ると、高齢者を見守る様々な組織が掲載されている。区では、実際にネットワークを機能させていくために、どの様な働き掛けをしているのか。

(光が丘総合福祉事務所長)

実際の高齢者見守りネットワークには、見守りが必要な高齢者全体を考えるネットワークと、個々の高齢者にかかる個別ネットワークがある。資料3で表しているのは、主に全体ネットワークのイメージである。

事業所、NPO団体、老人クラブ、自治会等の多様な団体が、全体ネットワークとして日常的に見守りつつ、個々の高齢者にかかる問題を共有するための個別ネットワークの会議を、高齢者相談センター支所単位で実施していくことになる。

個別ネットワークの会議では、毎日買い物に行っていたのに最近は見掛けなくなった等、注意を払う必要がある高齢者についての情報交換等がなされている。

(会長)

社会福祉協議会でも、小地域福祉活動を基本に置いていると思うが、見守りという分野において、何らかの連携をしているのか。

(委員)

社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業等、在宅生活を支援する事業を行っており、サービス提供に伴う見守りの推進において連携を図っている。例えば、介護サービス利用者の方に対し、地域福祉権利擁護事業の専門員が訪問したが、予定の時間になっても対象者の方が不在であったという場合、すぐに担当ケアマネジャーやヘルパーに連絡し、連携して対応している。この様な取り組みから、介護サービス事業所や高齢者相談センターとは、かなり密接なつながりができている。

今後は、介護サービス未利用者の方への見守りが大きな課題になると思う。個々のサービス提供に伴う見守りを期待しにくい部分なので、町会・自治会等の、顔の見える地域の関係者としてのつながりが重要になってくると考えている。

(会長)

練馬区社会福祉協議会では福祉協力員は配置しているのか。

(委員)

配置していない。

(会長)

他自治体の例では、介護サービス未利用者について、権利擁護という観点で見守りをやっている所もある。また、地域の開業医も、それまで定期的に来院する方が急に来なくなった等、発見に至るきっかけとなる情報の提供について大きな役割を果たす可能性も考えられる。

社会福祉協議会等の関係組織も含め工夫しながら、見守りが必要な高齢者を網羅できているかどうか、再確認していただきたい。

(委員)

大変手厚い情報ルートがある様であり、安心した。ネットワークを有効に運営していくのは、非常に困難だと思うが、今後とも地道な情報交換をお願いしたい。

資料2の中で特に驚いたのは、4ページ【個別事業】⑨「高齢者相談センターの相談支援業務」の現況である。相談件数が125,396件と、練馬区の高齢者人口に匹敵する件数に上っている。

提案なのだが、膨大な相談の中には、おそらく、高齢者基礎調査の様なアンケート調査とは異なる、個別の高齢者へ対応するための課題についての情報が上がってきているはずである。それらの情報は、「見守り」、「住まい」いずれの分野の施策を考えるためにも、非常に参考になると思われる。ぜひ、分析、検証していただきたい。

(光が丘総合福祉事務所長)

現場では、本当に悲惨な話から、単なるサービスの利用方法についての問合せまで、千差万別な相談が来ている。現場職員は、日々それに追われている現状なので、どこまでできるか分からないが、可能な限り分析し、活用したい。

(会長)

民生委員からのご意見をうかがいたい。

(委員)

会長からご指摘があった様に、民生委員は地域のパイプ役だと思って日々活動している。

ひとりぐらし高齢者の現状だが、一概にひとりぐらしといっても多様な状況である。元気な方は、仕事を持っている等の理由で頻繁に外出しており、訪問してもなかなか会えず、見守りという意味では難しい場合もある。東日本大震災が発生した3月11日も、発生後すぐに担当地域を回ったのだが、ほとんどの方が外出しておられ、すぐに確認がとれたのは数人であった。

(会長)

日ごろの活動に、お礼を申し上げる。

つぎに案件(3)に進む。会長代理である日本社会事業大学 児玉教授から、講話をお願いする。

(会長代理)

【資料4 「高齢期における住まいづくりと住まい方の支援」により講話】

(会長)

続いて、区から資料5の説明をお願いする。

(高齢社会対策課長)

【資料5 第5期練馬区高齢者保健福祉計画にかかる検討課題

「高齢期の住まいづくり、住まい方の支援」の説明】

(委員)

練馬区の住まいに関する取り組みについての感想と、今後の施策についての提案を述べたい。

まず感想について述べる。

私は、介護サービス事業については、練馬区介護サービス事業者連絡協議会の住宅改修分科会に所属している他、小規模多機能型居宅介護事業所の運営をしている。また、NPO団体、民生委員、地元の消防団の活動にも従事している。これらの活動を通じて、

練馬区の住まいに関する施策は非常に素晴らしいと実感している。

特に、資料5 2ページ【施策の方向性】1(1)の【個別事業】②「介護保険適用による住宅改修給付」、4ページ【施策の方向性】1(3)の【個別事業】①「地域密着型サービス拠点の整備促進」は、非常にきめ細かな対応がなされている。

また、4ページ【施策の方向性】1(4)の「見守りの仕組みづくり」に関しても、民生委員等を通じて、ひとりぐらし高齢者等の支援を要する方一人ひとりに対し、御用聞きのような調査を行っており、そこから得られた情報を高齢者相談センターに集約するという取り組みが、非常に円滑に機能している。

高齢者相談センターに関しては、民間事業者に運営を丸投げしている自治体がほとんどである。この様な運営では、行政自身が現場に赴かないため、センターと行政との間に距離感があるという問題を聞いている。ところが、練馬区の場合は、本所・支所体制による直営で運営されており、困難ケース等が発生した場合には、行政とセンターの現場職員が密接に連携して対応していく仕組みができ上がっている。

つぎに提案について述べる。

資料4 4ページ 図1「虚弱化したときに望む居住形態」を見ると、「現在の住居に、特に改造などはせずそのまま住み続けたい」が37.9%、「現在の住宅を改造し住みやすくする」が24.9%、「子どもや親戚などの家に移って世話をしてもらおう」が8.0%である。この3つは、在宅という居住形態を希望している点で共通しており、合計すると70.8%になる。これら70.8%の方々は、元気な間は、他人と過度の関わりを持たずに生活をしていきたいという意向を持っていると読み取ることはできないのだろうか。

そうであれば、今後の施策の方向性としては、新たな制度や施設を創るという考え方ではなく、既存の制度、施設を活用し、きめ細やかなサービスを提供していくかを考えることが重要になるのではないかと思う。

(会長代理)

図1は内閣府が平成17年度に実施した調査からの抜粋で、母数は2,000人近い。この様な大規模調査からそこまで断言できるかどうかは難しいと思われる。

図1の結果と関連して、注目すべき動向は、国では少し前まで、住み慣れた所に住み続けたいという意向に基づく施策を中心に展開してきた。ところが近年では、虚弱化したら転居したいという意向も増加している。これを受け、2つの選択肢に配慮した施策の展開にシフトしている点である。

(委員)

資料5 3ページ【施策の方向性】1(2)【個別事業】①「高齢者優良居室提供事業」について質問したい。募集記事を見ると、今年度の募集戸数は、昨年度より減っていた様だが、何故か。

(高齢社会対策課長)

現在、練馬区の高齢者優良居室は総数71戸である。うち、空室の居室のみについて募集するため、年により募集戸数が変動することとなる。事業自体を縮小しているわけではない。

(委員)

参考として配付された「高齢期を安心して過ごすための住まいのガイドブック」を作成する際、編集委員をさせていただいた。

その関係で、様々な施設を見学し、その後、ある地域密着型サービス施設の運営委員会や、高齢者保健福祉懇談会に参加するきっかけとなった。非常に貴重な経験をさせていただいたことに、この場を借りてお礼を申し上げる。

住まいのガイドブックの編集に携わった立場として、2点、要望を述べたい。

1点目は、計画の中で、練馬区の現状として、他区に比較して進んでいる点についても明記してはどうかということである。

先ほどの委員のご感想と同様だが、私も、練馬区は住まい分野について非常に良く取り組んでいると思っている。事例を挙げると、住まいのガイドブックの作成に当たり、参考に23区の状況を調べたのだが、練馬区以外で作成しているのは江戸川区だけだった。また、小規模多機能型居宅介護について調べた際にわかったのだが、練馬区は高齢者専用賃貸住宅、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護の整備を三位一体で取り組んでおり、23区の中でも大変優れていると感じた。

このような非常に良い点が幾つもあるということ、アピールしてはいかがか。もちろん、書いた以上は、今後のさらなる展開に向けて、後戻りはできないという意味にもなるので、ぜひご検討いただきたい。

2点目は、資料5 6ページ【施策の方向性】3(1)【個別事業】④の名称について、「ガイドブックの発行」となっているが、表現を変えていただきたい。

このガイドブックはかつて、平成18年度に発行されているのだが、単に5,000部作って配布したということのみで、これまでの3年間の活用実績についての追跡調査がなされていないのである。

住まい分野において、本当に必要な情報が何なのか、編集委員も区も蓄積できず、次の作成の際も、ゼロからの作り直しになってしまう。今回発行した版については、発行のみに留まらず、事後のフォローをする仕組みが必要である。

ところで、区内には、高齢期の住まいの勉強会を自主的にやっている団体は幾つもあり、そのような所へ区職員が出張し説明等を行っている現状がある。このような取り組みを積極的に支援すれば、勉強会等の活動も活性化し、先ほど挙げた様な問題点に対しても、区民等から建設的な指摘をいただけるようになることも期待できると思う。計画上の事業として検討していただきたい。

(高齢社会対策課長)

有意義なご意見とともに、区の施策へ深いご理解を示していただきお礼を申し上げます。区としては、まだまだ不足している部分もあるが、「住まい」分野は、力を入れてやっていきたい施策なので、第5期においても、検討を重ねていきたいと思う。

(委員)

私も住まいのガイドブック作成に当たり、編集委員として関わらせていただいた。

その中で、高齢者が自らの住まいで生活していくための工夫の必要性、また、最期まで住まうために、どのような事柄を考えておく必要があるのか等を学んだ。ガイドブッ

クを通じて多くの方に情報を伝える一方、自分自身の今後についての見通しを考えるきっかけにもなった。

先のご意見にもあったが、ガイドブック作成の過程で、幾つかの高齢者施設を見学させていただいた。私は、小規模多機能型居宅介護という存在を初めて知り、見学先の施設における、スタッフの高齢者への対応の仕方にとっても感心した。私も、将来、心身が衰えてきたときには、ぜひ利用したいと思った。

ところで、先ほどから何度もご意見として上がっているが、私も、練馬区は非常に高齢者福祉が優れていると実感している。

個人的な感想だが、長年練馬区に在住し、区の職員の仕事振りも適切で誠実であると思う。一時期、他県で暮らしたこともあるが、やはり最後は過ごしやすい練馬区で暮らしたいと思い、戻って来た。自分から積極的に様々な事に取り組む意志があれば、練馬区は高齢者にとって本当に過ごしやすい所だと思う。

(会長)

先ほどからの議論をまとめると、これからの「住まい」施策を推進する際には、資料4 3ページ 3. 2)「自立－介護の程度に応じた住まいの体系」にある住まいの体系を練馬区でどの様に機能的に構築するかが課題である。

現在、高齢者向けのサービスが備えられた住宅の量的な確保が急務であるが、それに加え、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の利用者の重複を整理し、心身状況に応じた、ふさわしい住まいに結び付けていく取り組みも必要だと思う。

また、3ページ 4. 1)「住まいの選択への支援」および、2)「地域における生活支援ネットワークの構築」に関しても、課題として残されている。

いずれも今後取り組むべき課題ではあるが、限られた期間の計画としては、施策の優先順位を付け、第5期計画期間に取り組むべき重点事項を明確にして、意識して取り組むことが重要である。

(会長代理)

他県の事例だが、現在、様々な施設の環境づくりをしている中で、医療と福祉の連携で認知症を支えていくネットワークの仕組みづくりがなされている。

資料4では福祉のところまでしか記載されていないが、練馬区でも、今後は医療と福祉の連携も視野に入れて、住まいとともに考えていく必要があると思う。

(会長)

ただ今紹介された事例を補足すると、その施設は、居場所づくりを目的に造られた大規模施設なのだが、運営しているNPO法人の代表者が医師である。その方は、別の社会福祉法人の理事長や、全国社会福祉施設経営者協議会の会長も務めておられ、医療と福祉の連携を推進している。大変興味深い事例だと思う。

練馬区でも、医療と福祉の連携は不可欠である。今後、検討していくことになると思う。

(委員)

1点、要望を申し上げたい。

歩行困難な高齢者の在宅生活において、非常に問題となるのは段差である。

資料4 4ページのグラフによると、「現在の住居に、特に改造などはせずそのまま住み続けたい」という回答が最多である。しかし、造作の改造をしないのであれば、参考資料の「住まいのガイドブック」10ページ、および17ページで紹介されている様な、可動式のアプローチやスロープを利用することになると思う。ところが、スロープ等を利用する場合、重くて取り付けが大変であるとか、スペース的に取り付けられないという問題も多い。

このような現状を踏まえ、簡易に取り付けられる製品や、これに代わる設備への補助等の支援について検討していただきたい。

(高齢社会対策課長)

住まいのガイドブック 17ページ(1)貸与可能な福祉用具⑧「スロープ」については、様々な種類があり、中には比較的軽量の製品もある。そういったものをご利用いただくか、あるいは、⑫「移動用リフト」等の利用を推奨したい。

また、住宅改修により、スロープを造作する方法も考えられる。造作するものについては住宅改修、レンタルであれば福祉用具貸与という形で、両方とも介護保険制度内のサービスとしてご利用いただくことができる。

ご指摘を踏まえ、様々な制度を有効に使っていただくためのアドバイスが受けられるような場や機会についての検討が必要だと考えている。

(会長)

もう一つの視点として、建ててからではなく、建てる段階での、バリアフリー等に関するアドバイスも重要である。先ほどの指摘と合わせて、計画の中に一言入れておくの良いのではないかと思う。

(委員)

先ほどの、医療との連携の話について、以前、これからの新しい方向として、ケアハウス、医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅、生活支援サービス型高齢者専用賃貸住宅の3つが提案された。ケアハウスについて、また、生活支援サービス型高齢者専用賃貸住宅は、サービス付き高齢者向け住宅として、今回の資料で触れられていた。医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅についての検討はどのような状況か。

(高齢社会対策課長)

住まいの中で、医療と介護を組み合わせる形については、国も推進する方向性を打ち出している。表現は必ずしも同じではないが、医療・介護を含めた様々な生活支援にかかるサービスが付随する住宅について広く推進するというイメージで考えている。

(会長)

他にご意見等はあるか。なければ、討議はこれで終了する。

事務局からその他の案件はあるか。

(事務局)

特に無し。

(会長)

最後に、次回予定についての説明をお願いします。

(事務局)

【次回予定の説明】

(会長)

福祉部長よりあいさつをお願いします。

(福祉部長)

【福祉部長あいさつ】

(会長)

以上で第4回練馬区高齢者保健福祉懇談会を終了する。